

令和4年8月1日

一般社団法人静岡県建設業協会会長 殿

静岡県労働局

トラック運転者の長時間労働改善特別相談センターの設置について

平素は、労働行政に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、トラック運送事業においては、全産業の中でも総労働時間が長く、トラック運転者の長時間労働の背景には、荷主都合による荷待ち時間などの実態があり、トラック運送事業者の努力のみでは改善することが困難な状況にあり、運送事業者による労務管理改善だけでなく、荷主との取引環境の改善も併せて行う必要があります。

また、自動車運転者の拘束時間の上限等を定めた「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」について、過労死等の防止の観点から、現在見直しに向けた検討が進められており、労働基準法第36条により時間外労働の上限規制（年960時間）とともに、令和6年4月から適用されることから、トラック運転者の長時間労働改善のための取組を一層強力に推進する必要があります。

この度、運送事業者及び荷主からのトラック運転者の長時間労働の改善に向けた相談に対応するため、別添リーフレット記載のとおり、厚生労働省委託事業として、運送事業者や荷主に向けた、トラック運転者の長時間労働改善のための相談センターを設置（令和4年8月1日から令和5年3月31日まで）することとしました。

つきましては、関係事業者へのリーフレットの配布、広報誌、Webサイトへの掲載等による幅広い周知について、御高配を賜りたくお願い申し上げます。併せて、従前から設置されている「トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」（別添リーフレット）についての周知につきましても同様をお願いいたします。

《厚生労働省HP報道発表文》《特別相談センター窓口HP》《ポータルサイトHP》



<お問い合わせ先>

静岡県労働局労働基準部監督課
電話：054-254-6352